第二章　登録記録等

第一節　登録記録

（登録記録の編成）

第四条　登録記録の表題部は、別表第一の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第一欄に掲げる欄に同表の第二欄に掲げる事項を記録するものとする。

2　権利部は、甲区及び乙区に区分し、甲区には樹木採取権に関する登録の登録事項を記録するものとし、乙区には抵当権に関する登録の登録事項を記録するものとする。

（移記又は転写）

第五条　農林水産大臣は、登録を移記し、又は転写するときは、法令に別段の定めがある場合を除き、現に効力を有する登録のみを移記し、又は転写しなければならない。

2　農林水産大臣は、登録を移記し、又は転写したときは、その年月日を新たに記録した登録の末尾に記録しなければならない。

3　農林水産大臣は、登録を移記したときは、移記前の登録記録を閉鎖しなければならない。

（記録事項過多による移記）

第六条　農林水産大臣は、登録記録に記録されている事項が過多となったことその他の事由により取扱いが不便となったときは、登録を移記することができる。この場合には、表題部の登録及び樹木採取権の登録であって現に効力を有しないものも移記することができる。

（登録記録の閉鎖）

第七条　農林水産大臣は、登録記録を閉鎖するときは、閉鎖の事由、閉鎖の年月日及び閉鎖する登録記録の表題部（令第二十二条第一項第三号に掲げる登録事項を除く。）を抹消する記号を記録しなければならない。

（副登録記録）

第八条　農林水産大臣は、登録記録に記録されている事項（共同担保目録及び信託目録に記録されている事項を含む。）と同一の事項を記録する副登録記録を調製するものとする。

2　農林水産大臣は、登録簿に記録した登録記録によって登録の事務を行うことができないときは、前項の副登録記録によってこれを行うことができる。この場合において、副登録記録に記録した事項は、登録記録に記録した事項とみなす。

3　農林水産大臣は、登録簿に記録した登録記録によって登録の事務を行うことができるようになったときは、直ちに、前項の規定により副登録記録に記録した事項を登録記録に記録しなければならない。

第二節　登録に関する帳簿

（申請情報等の保存）

第九条　農林水産大臣は、申請書及びその添付書面その他の登録簿の附属書類を、第十二条の規定に従い、次条第二号に掲げる帳簿につづり込んで保存するものとする。

（帳簿）

第十条　農林水産省には、次に掲げる帳簿を備えるものとする。

一　受付帳

二　申請書類つづり込み帳

三　決定原本つづり込み帳

四　各種通知簿

五　請求書類つづり込み帳

（受付帳）

第十一条　受付帳は、登録の申請について調製するものとする。

2　受付帳は、書面により調製する必要がある場合を除き、磁気ディスクその他の電磁的記録に記録して調製するものとする。

（申請書類つづり込み帳）

第十二条　申請書類つづり込み帳には、申請書及びその添付書面、通知書、取下書その他の登録簿の附属書類（申請に係る事件を処理するために農林水産大臣が作成したものを含む。）をつづり込むものとする。

（決定原本つづり込み帳）

第十三条　決定原本つづり込み帳には、申請を却下した決定の決定書の原本をつづり込むものとする。

（請求書類つづり込み帳）

第十四条　請求書類つづり込み帳には、次に掲げる請求に係る書面をつづり込むものとする。

一　登録事項証明書の交付の請求

二　樹木採取区図の全部又は一部の写しの交付の請求

三　登録簿の附属書類の閲覧の請求

第三節　雑則

（持出禁止）

第十五条　登録簿及び登録簿の附属書類は、事変を避けるためにする場合を除き、農林水産省外に持ち出してはならない。

2　前項の規定にかかわらず、農林水産大臣は、裁判所から登録簿の附属書類を送付すべき命令又は嘱託があったときは、その関係がある部分に限り、登録簿の附属書類を送付するものとする。

第三章　登録手続

第一節　申請書記載事項及び添付書面

（申請書記載事項）

第十六条　令第十三条に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請人の氏名又は名称及び住所

二　申請人が法人であるときは、その代表者の氏名

三　代理人によって登録を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四　民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登録を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

五　申請人又は代理人の電話番号その他の連絡先

六　樹木採取区の所在地及び面積

七　存続期間

八　登録の目的

九　登録原因及びその日付

十　樹木採取権を目的とする抵当権の設定又は移転の登録（根抵当権及び信託の登録を除く。）を申請する場合において、登録名義人となる者が二人以上であるときは、当該登録名義人となる者ごとの持分

十一　申請人が登録権利者又は登録義務者（登録権利者及び登録義務者がない場合にあっては、登録名義人）でないとき（第四号、次号及び第十三号の場合を除く。）は、登録権利者、登録義務者又は登録名義人の氏名又は名称及び住所

十二　令第二十五条の規定により登録を申請するときは、申請人が登録権利者、登録義務者又は登録名義人の相続人その他の一般承継人である旨

十三　前号の場合において、登録名義人となる登録権利者の相続人その他の一般承継人が申請するときは、登録権利者の氏名又は名称及び一般承継の時における住所

十四　登録の目的である樹木採取権等の消滅に関する定め又は共有物分割禁止の定めがあるときは、その定め

十五　権利の一部を移転する登録を申請するときは、移転する権利の一部

十六　申請人が令第十七条に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により、令第十六条第一項又は第二項に規定する登録済証を提出することができないときは、当該登録済証を提出することができない理由